

浜松中央長上苑 介護予防短期入所生活介護 重要事項説明書

1. 事業の目的

この事業は、利用者が可能な限りその居宅における生活が継続できることを念頭において、施設が利用者に対し、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上のお世話、機能訓練、健康管理及び療養上のお世話をを行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。

2. 施設サービスの概要

介護保険給付サービス

①食事

管理栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者個々の状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。

- ・高齢者向き普通食
- ・高齢者向きみじん食（そしゃくが困難な方のために、飲み込みやすいようにきざんであります。）
- ・高齢者向きなめらか食（そしゃくと、えん下が困難な方のために、各食材をミキサーにかけ、ゼリー状に固めてあります。）
- ・高齢者向けミキサー食（そしゃくと、えん下が困難な方のために、各食材をミキサーにかけてあります。）
- ・高齢者向き経管栄養
- ・治療食（糖尿食、貧血食、腎臓食等疾患にあわせた食事を提供します。）
利用者の方と共に盛り付けをし、ゆったりと食事ができるよう食事時間にゆとりを持たせ、柔軟に対応します。
- ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。

②排せつ

利用者の状態にあわせた適切な排せつ介助を短期入所介護計画に基づき行います。
止むを得ずオムツを使用する利用者に対しても短期入所介護計画に基づいた交換を行います。

③入浴

年間を通じて週2回以上の入浴または清拭を行います。
障害の状況に応じて入浴が可能なように入浴設備が整備されています。

- ・個浴浴槽による入浴介助
- ・座位浴槽による入浴介助
- ・寝浴槽による入浴介助
- ・清拭

④離床、整容等

寝たきり防止のため、出来る限り離床を促進します。

- ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助します。
- ・寝具は清潔に消毒されたものを、施設で用意します。
- ・シーツ交換（枕カバー、毛布、掛け布団等）は、週1回、寝具の消毒については、適宜実施します。

⑤着替え

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。

衣類は利用者の方が普段自宅で着用している、体にあったものを持参していただきます。（普段着、パジャマ等）

⑥機能訓練

日々のレクリエーションや日常生活動作訓練を通して、機能訓練を実施し、身体機能の低下防止に努めます。

⑦健康管理・医療

- ・緊急時等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます。
- ・医療が必要な場合は、主治医または協力医療機関に引き継ぎます。この場合、医療保険適用となりますので、自己負担していただくことになります。

⑧相談及び援助

当施設は、利用者及びそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。

相談種類	対応者	内容
生活相談	生活相談員 介護支援専門員	減免申請（利用） 生活に関わる相談 居宅サービスの利用援助 他施設サービスの利用・紹介 生活保護相談 高額介護サービス費等について
看護・介護相談	看護職員 介護職員	看護・介護の悩み相談 看護・介護の仕方（注意点） 介護の手順 福祉用具・自助具の具体的使用方法
栄養相談	管理栄養士	治療食（糖尿食、腎臓食、貧血食等） カロリー制限 加工食
医療相談	医師	疾病の状態 疾病に応じた療養上の注意点 疾病の悩み相談

介護保険給付外サービス

⑩理美容サービス

毎月2回出張による理髪サービスをご利用いただけます。

例) カット、パーマ、毛染め等

⑪教養娯楽サービス

当施設では、施設での生活を実りあるものとするために、適宜レクリエーション行事を企画します。参加されるか否かは任意となっています。

- ・クラブ活動（生け花、書道等）

- ・主なレクリエーション行事

 - 月）誕生会、喫茶等

 - 年）お花見、納涼祭、敬老会、初詣、餅つき等

⑫衣料・クリーニングサービス

通常の洗濯物は無料です。手洗い、ドライクリーニングを必要とする衣類については、専門の業者にお問い合わせすることができます。その場合は実費が別途にかかります。

3. 利用料 ※料金詳細については別添「サービス料金表」参照。

法定給付

① 保険適用の場合

介護報酬の告示上の額（自己負担割合1割～3割）

※利用者の要介護度、該当の有無に応じて異なります。

- サービス提供体制強化加算

- 夜勤職員配置加算

- 機能訓練指導体制加算

- 生産性向上推進体制加算

- 療養食加算

- 認知症行動・心理症状緊急対応加算

- 若年性認知症利用者受入加算

- 緊急短期入所受入加算

- 介護職員等処遇改善加算

②利用者が立て替え払いする場合

介護報酬の告示上の額（10割） ※利用者の要介護度に応じて異なります。

併設小規模生活単位型短期入所生活介護費の基準額に同じ

③必要により提供するサービス

- ・送迎加算

※ 法定給付利用料については、法令等の改正により介護保険からの給付額に変更があった場合、それに従って料金の変更を行います。

法定給付外

① 滞在費（ホテルコスト）・・・ユニット型個室に伴い必要となるもの

② 食費（朝食470円、昼食620円、夕食580円）

- | | | |
|-----------------|---|------------------|
| ③ おやつ代・・・・・・・・ | } | 利用者の選定により提供されるもの |
| ④ 日用品費・・・・・・・・ | | |
| ⑤ 衣料クリーニング代・・ | | |
| ⑥ 教養娯楽費・・・・・・・・ | | |
| ⑦ 実施地域外の交通費・・ | | |

※キャンセル料

あなたのご都合により利用をキャンセルした場合は、下記の料金をいただきます。キャンセルする場合は、当事業所までご連絡ください。

- ・入所前日の午後5時までに連絡なかった場合 1670 円

※法定給付外利用料については、経済状況の著しい変化やその他やむを得ない理由で増額する場合、30 日前までに利用者またはご家族の方にお知らせします。

4. 利用料の支払方法等

あなたが当事業所に支払う料金の支払い方法については、月ごとの清算とします。

- ① サービス月の翌月末に請求して、翌々月の13日頃に引き落としいたします。
- ② 現金の場合は、翌月末に請求いたします。

5. 減免について

当施設には減免制度があり、利用料の支払いが困難な場合、ご本人もしくはご家族の申し出の上、市町村の決定により、利用料の一部を減免することができます。

減免を希望する方は、生活相談員までご相談ください。

6. 高額介護サービス費について

月額介護保険サービス費が高額になり、合計して「高額介護サービス費」の上限額を超え対象となる人には、市町村より「高額介護サービス費支給申請書」が送付されます。

7. 苦情等申立先

利用者及びご家族からの要望、苦情等に対しまして、迅速かつ適切に対応するための体制を整えております。要望、苦情等ございましたら、どの職員でも結構ですのでお申し付け下さい。お申し付けいただいた要望、苦情等は施設におります苦情解決責任者によって解決が図られ、利用者及びご家族にご回答をさせていただきます。

苦情受付担当者	／	生活相談員：吉田 亜希子
苦情解決責任者	／	施設長：水谷 秀夫
ご利用時間	／	月～金曜日 午前8時30分～午後5時30分
		※土・日曜日は、日直者が受付いたします。
ご利用方法	／	電話 053-411-5550
		面接 相談室にて行います。

この他、市町村や国民健康保険団体連合会窓口で苦情を申し立てることができます。

浜松市中央区役所長寿保険課	所在地 浜松市中央区元城町 1 0 3 - 2
	電 話 0 5 3 - 4 5 7 - 2 3 3 7
浜松市介護保険課	所在地 浜松市中央区元城町 1 0 3 - 2
	電 話 0 5 3 - 4 5 7 - 2 3 2 4
静岡県福祉サービス 運営適正化委員会 (静岡県社会福祉協議会)	所在地 静岡市葵区駿府町 1 - 7 0
	電 話 0 5 4 - 6 5 3 - 0 8 4 0
国民健康保険団体連合会	所在地 静岡市葵区春日二丁目 4 - 3 4
	電 話 0 5 4 - 2 5 3 - 5 5 9 0

8. ご利用の際に留意いただく事項のご案内

①利用にあたっての持ち物について

寝具類は施設でご用意します。その他必要な物を別紙「入居時のご案内」を見てご用意願います。

②面会

面会時間は自由ですが、8:30 以前や、17:30 以降は事前にご連絡ください。他の入居者への配慮をしていただき、できるだけ9:00～17:00の間でお願いします。

宿泊を希望する方は事前に生活相談員にご相談ください。

※新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等感染症の予防のため、面会及び下記③の外出・外泊を一時的に見合わせいただく場合があります。

③外出

利用中の外出は結構です。外出の際には、食事の中止、内服薬の準備等がありますので、早めにご連絡をお願いします。外出時間を変更する場合も必ずご連絡をお願いします。

上記②のとおり、感染症予防の観点から、外出・外泊を見合わせていただく場合があります。

④居室・設備・器具の利用

施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。

⑤喫煙・飲酒

館内は全面禁煙となっております。ご利用者様、ご家族様にはご理解とご協力をお願いします。飲酒は可能ですが、他の利用者の方に迷惑をかけない程度をお願いします。

⑥迷惑行為等

騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。

⑦貴重品の管理

貴重品につきましては、利用者の責任において管理していただきます。自己管理できない利用者の方につきましては、ご家族で管理するようお願いします。

⑧宗教活動・政治活動

利用者の思想、信教は自由ですが、他の利用者の方に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。

⑨動物飼育

施設内へのペットの持ち込み及び飼育については、事前に管理者にご相談ください。

⑩食べ物の持ち込み

管理栄養士による栄養管理を行っていますので、面会時の食べ物の持ち込みについては、事前に職員に相談してお渡してください。（ご本人の状態の把握、お土産等の摂取量の把握のため。）なお、ご本人のおなかの具合が悪い時等の場合は、職員が食べ物を預からせていただく時がありますのでご了承ください。

⑪施設への出入りについて

ご家族の施設への出入りの際に利用者の方が外に出てしまい、行方がわからなくなるといった事故が想定されますので、施設への出入りの際にはご注意下さい。

9. 職員体制（入居とショートステイの合算人数）

R7.1.1 時点

従業者の職種	員数	区 分				保 有 資 格
		常 勤		非 常 勤		
		専 従	兼 務	専 従	兼 務	
施設長	1	1				社会福祉士もしくは 施設長認定資格
生活相談員	3	2	1			社会福祉士もしくは 社会福祉主事
介護職員	55	43		12		社会福祉士もしくは 介護福祉士もしくは 社会福祉主事もしくは ホームヘルパー2級
看護職員	7	6		1		看護師もしくは 准看護師
機能訓練指導員	2	1		1		柔道整復師、理学療法士
介護支援専門員	2	1	1			介護支援専門員
管理栄養士	2	2				管理栄養士
医師	1			1		医師

10. 職員の勤務体制

R6.4.1 時点

職種形態	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
施設長																									
生活相談員																									
介護支援専門員																									
事務員																									
看護職員																									
管理栄養士																									
介護職員																									
早出勤務																									
通常勤務																									
遅出勤務																									
夜勤勤務																									

11. 協力医療機関

利用者の主治医または施設の協力医療機関への連絡を行い、医師の指示に従います。
また、緊急連絡先への連絡も同時に行います。

医療機関の名称	医療法人社団緑生会 天王病院
所在地	浜松市中央区天王町1925
電話番号	053-421-5885
診療科	内科、リハ科、精神科、神経科

医療機関の名称	医療法人社団心 坂の上在宅医療支援病院
所在地	浜松市中央区4丁目36-2
電話番号	053-416-2014
診療科	内科、消化器内科、緩和ケア内科

(緊急連絡先)

緊急連絡先 ①	
氏名	
住所	
電話番号	
緊急連絡先 ②	
氏名	
住所	
電話番号	

1 2. 非常災害時の対策

① 常時の対応

別途定める「浜松中央長上苑 防災計画」に則り対応を行います。

② 常時の訓練等防災設備

別途定める「浜松中央長上苑 防災計画」に則り年12回夜間及び昼間を想定した避難・防災訓練を、利用者の方も参加して実施します。

- | | |
|-------------|---------------|
| ●自動火災報知器 あり | ●防火扉 あり |
| ●誘導灯 あり | ●スプリンクラー設備 あり |
| ●ガス漏れ報知器 あり | ●非常通報装置 あり |
| ●非常用電源 あり | ●屋内消火栓 あり |

※カーテン、布団等は防災性能のあるものを使用しております。

③ 消防計画等

消防署への届出日 : 令和 4 年 2 月 1 日

防火管理者 : 松井 光一

1 3. 事故発生時の対策

① 事故発生時の対応

施設サービスの提供により事故が発生した場合、ご家族、関係市町村及び居宅介護支援事業所等に連絡をし、必要な措置を講じます。

② 事故後の対応

施設は、別途定める「契約書」に記された条項に違反し、または施設の責任により利用者の方の生命、身体、財産等に損害を与えた場合、不可抗力による場合を除き、その損害を速やかに賠償する義務を負います。ただし、利用者側に重過失がある場合については、損害賠償の額を減ずることができます。

③ 保険加入について

施設は、利用者の方が万が一の事故等でケガをされた場合に備えて保険に加入しております。詳しい内容については、管理者にお尋ねください。

④ 損害の請求について

ご本人の責任により施設が損害を被った場合、ご本人及びご家族の方は連帯してその損害を賠償していただくことがあります。

1 4. 感染症の予防、発生時の対応

①当施設では、感染症が発生し、又はまん延しないように、委員会の設置、指針の整備、研修及び訓練の実施等必要な措置を講じます。

1 5. 虐待防止と身体拘束の廃止

①当施設では、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため、施設長を虐待防止に関する責任者とし、必要な職員研修を実施いたします。

②当施設では、施設虐待防止の委員会を中心として、虐待防止の活動を展開します。

16. 第三者評価の実施状況

令和4年1月1日時点 実施しておりません。

●概 要

敷 地 / 4, 7 5 1. 1 5 m²

建物構造 / 鉄骨造（耐火建築）

延床面積 / 8, 5 4 9. 0 5 m²

利用定員 / 1 4 0 名（内ショートステイ20名）

居 室 / 全室個室（ユニットケア型）

設 備 / 食堂、居間、談話コーナー、一般浴室、中間浴室、医務室、
相談室等を備えております。

●交通のご案内

公共交通機関ご利用の場合

「浜松駅」から遠州鉄道バス「永代橋」（北寺島・大塚方面）下車、徒歩3分

お車の場合

東名「浜松IC」より約15分